



# 熊本県公報

第13449号  
令和7年(2025年)  
7月11日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 令和7年度(2025年度)予算の要領…………… (財政課) 1
- 定期種畜検査報告…………… (畜産課) 13
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 13
- 指定居宅サービス事業者の廃止…………… ( " ) 14
- 指定介護予防サービス事業者の廃止…………… ( " ) 15
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録辞退…………… ( " ) 15
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… ( " ) 15
- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 16
- 生活保護法における指定介護機関の廃止…………… ( " ) 16
- 生活保護法における指定介護機関の変更…………… ( " ) 17
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 18
- 道路の区域変更…………… ( " ) 19
- 移動式急速充電器の購入及び設置業務に係る一般競争入札参加資格等…………… (環境立県推進課) 19
- 公共測量の実施…………… (監理課) 20
- 国土調査の成果の認証…………… (技術管理課) 20
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 20
- 移動式急速充電器の購入及び設置業務に係る一般競争入札の実施…………… (環境立県推進課) 23
- 令和7年度(2025年度)熊本県警察職員情報総合管理システム改修業務委託に係る随意契約の相手方の決定…………… (警察本部警務課) 26
- 法面補修その1工事に伴う条件付一般競争入札の実施…………… (熊本県道路公社) 27
- 法面補修その2工事に伴う条件付一般競争入札の実施…………… ( " ) 33

### 登 載 依 頼

## 告 示

### 熊本県告示第554号

令和7年度(2025年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和7年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。  
令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,203,684千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853,004,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		<b>119,049,845</b>	<b>5,733,963</b>	<b>124,783,808</b>
	1 国庫負担金	43,571,560	891,105	44,462,665
	2 国庫補助金	71,699,274	4,776,358	76,475,632
	3 国庫委託金	3,779,011	66,500	3,845,511
2 繰入金		<b>56,446,689</b>	<b>100,000</b>	<b>56,546,689</b>
	1 基金繰入金	56,232,430	100,000	56,332,430
3 繰越金		<b>1</b>	<b>557,231</b>	<b>557,232</b>
	1 繰越金	1	557,231	557,232
4 諸収入		<b>58,992,329</b>	<b>24,490</b>	<b>59,016,819</b>
	1 雑入	7,559,455	24,490	7,583,945
5 県債		<b>82,003,000</b>	<b>1,788,000</b>	<b>83,791,000</b>
	1 県債	82,003,000	1,788,000	83,791,000
歳入合計		<b>844,800,410</b>	<b>8,203,684</b>	<b>853,004,094</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		<b>1,457,310</b>	<b>6,806</b>	<b>1,464,116</b>
	1 議 会 費	1,457,310	6,806	1,464,116
2 総 務 費		<b>41,421,774</b>	<b>112,913</b>	<b>41,534,687</b>
	1 総務管理費	16,265,782	11,692	16,277,474
	2 企 画 費	7,998,418	35,821	8,034,239
	3 統計調査費	1,345,253	65,400	1,410,653
3 民 生 費		<b>106,339,811</b>	<b>585,971</b>	<b>106,925,782</b>
	1 社会福祉費	58,354,006	554,294	58,908,300
	2 児童福祉費	42,928,353	23,647	42,952,000
	3 生活保護費	4,909,152	8,030	4,917,182
4 衛 生 費		<b>60,271,531</b>	<b>1,388,917</b>	<b>61,660,448</b>
	1 公衆衛生費	45,773,989	1,266,722	47,040,711
	2 環境衛生費	11,312,339	103,881	11,416,220
	3 医 薬 費	1,425,046	18,314	1,443,360

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 労働費		<b>2,960,291</b>	<b>32,421</b>	<b>2,992,712</b>
	1 労政費	230,747	3,482	234,229
	2 失業対策費	172,761	28,939	201,700
6 農水産業林費		<b>67,515,833</b>	<b>2,163,783</b>	<b>69,679,616</b>
	1 農業費	17,357,101	1,701,774	19,058,875
	2 農地費	24,686,566	405,201	25,091,767
	3 林業費	16,095,284	6,262	16,101,546
	4 水産業費	5,880,811	50,546	5,931,357
7 商工費		<b>60,001,241</b>	<b>91,596</b>	<b>60,092,837</b>
	1 商業費	49,929,447	91,596	50,021,043
8 土木費		<b>94,766,880</b>	<b>2,546,229</b>	<b>97,313,109</b>
	1 道橋りょう路費	43,852,216	2,389,479	46,241,695
	2 河川海岸費	29,645,809	156,750	29,802,559
9 警察費		<b>45,042,000</b>	<b>9,720</b>	<b>45,051,720</b>
	1 警察管理費	39,343,755	9,720	39,353,475

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 教 育 費		<b>149,045,279</b>	<b>1,255,888</b>	<b>150,301,167</b>
	1 教育総務費	34,896,340	888,555	35,784,895
	2 社会教育費	2,153,118	367,333	2,520,451
11 災害復旧費		<b>17,978,869</b>	<b>9,440</b>	<b>17,988,309</b>
	1 農林水産業 災害復旧費	7,028,072	9,440	7,037,512
歳 出 合 計		<b>844,800,410</b>	<b>8,203,684</b>	<b>853,004,094</b>

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 道路改築事業 (国道266号上1号橋) 上天草市	令和8年度	千円 250,000
2 熊本工業高校実習棟改築工事 熊本市	令和8年度	740,143
3 給食業務	令和8年度 ～令和9年度	37,524
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	18,762 18,762

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 事務機器等賃借	令和8年度 ～令和17年度	千円 5,151,995	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和17年度	千円 5,161,454
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和8年度	925,946		令和8年度	928,048
	令和9年度	879,954		令和9年度	882,056
	令和10年度	879,408		令和10年度	881,510
	令和11年度	877,770		令和11年度	879,872
	令和12年度	830,154		令和12年度	831,205
	令和13年度	498,041		令和13年度	498,041
	令和14年度	251,023		令和14年度	251,023
	令和15年度	3,233		令和15年度	3,233
	令和16年度	3,233		令和16年度	3,233
	令和17年度	3,233		令和17年度	3,233

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>農業施設整備費</p>	<p>千円 96,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設 整備事業費	千円 22,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 131,000			
土地改良国庫 補助事業費	3,055,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	3,149,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,675,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	7,747,000			
砂 防 国 庫 補助事業費	2,280,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	2,353,000	(補 正 前 に 同 じ)		
総 合 庁 舎 整備事業費	65,000	証券借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	70,000			
総 合 相 談 所 整備 費	8,000	の地方公共団	利率の見 直しを行	ただし、県 財政の都合に	18,000			
県 立 美 術 館 整備事業費	16,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	345,000			
		(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	おいては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。				
計	12,121,000				13,813,000			

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）  
 令和7年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）  
 は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為を  
 することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
新規工業団地造成事業 菊池市	令和8年度	千円 1,240,000

令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
 令和7年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めると  
 ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を  
 歳入歳出それぞれ182,991,856千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		53,755,320	1,903	53,757,223
	1 国庫補助金	18,731,933	1,903	18,733,836
歳 入 合 計		182,989,953	1,903	182,991,856

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>182,813,314</b>	<b>1,903</b>	<b>182,815,217</b>
	1 社会福祉費	182,813,314	1,903	182,815,217
歳 出 合 計		<b>182,989,953</b>	<b>1,903</b>	<b>182,991,856</b>

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「60,475千円」を「78,657千円」に、「410,486千円」を「392,304千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	3,204,165千円	720,000千円	3,924,165千円
第1項 企 業 債	760,201千円	480,000千円	1,240,201千円
第3項 補 助 金	1,736,100千円	240,000千円	1,976,100千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,675,126千円	1,080,000千円	4,755,126千円
第1項 建設改良費	3,150,096千円	1,080,000千円	4,230,096千円

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額「41,000千円」を「521,000千円」に、「760,201千円」を「1,240,201千円」に改める。

令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,270,841千円	36,367千円	1,307,208千円
第1項 建設改良費	738,713千円	36,367千円	775,080千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	67,937千円	31,788千円	99,725千円

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,029,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ845,829,957千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		119,049,845	1,029,547	120,079,392
	1 国庫補助金	71,699,274	1,029,547	72,728,821
歳 入 合 計		844,800,410	1,029,547	845,829,957

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		<b>67,515,833</b>	<b>30,000</b>	<b>67,545,833</b>
	1 農 地 費	24,686,566	30,000	24,716,566
2 商 工 費		<b>60,001,241</b>	<b>999,547</b>	<b>61,000,788</b>
	1 工 鉱 業 費	8,103,226	999,547	9,102,773
歳 出 合 計		<b>844,800,410</b>	<b>1,029,547</b>	<b>845,829,957</b>

熊本県告示第555号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年（2025年）7月11日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
5月29日 (木)	21243020008 22043100001	2頭	馬	級外	(株) フロンティアホースグループ エル・パティオ牧場
	21843040001	1頭	馬	級外	夢★大地グリーンバレー
5月30日 (金)	32443050002 32343040003 32543050001 32543050002 32543050003	5頭	豚	2級	淋 博道
	11564120340	1頭	肉用牛	2級	株式会社カミチクファーム 譲葉牧場
	11527222098 11650483014 11650482178	3頭	肉用牛	2級	株式会社 矢岳牧場

熊本県告示第556号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条

の8の規定により次のとおり公示する。  
 令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人 真光会 熊本市西区城山 大塘四丁目1番 15号	特別養護老人ホ ーム三和荘 熊本市西区城山 大塘四丁目1番 15号	431100479	令和7年(20 25年)7月1 日	介護老人福 祉施設

**熊本県告示第557号**

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。  
 令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
医療法人啓愛会	訪問看護ステーション白梅	水俣市昭和町2丁目4番16号	令和7年(2025年)4月28日	訪問看護
合同会社リガレ	デイサービスcafe de リハビリ	上益城郡嘉島町鯉2770番地2	令和7年(2025年)4月30日	通所介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八代一番	八代市大手町2丁目7番20号 大手町太陽ビル1階	令和7年(2025年)4月30日	福祉用具貸与
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八代一番	八代市大手町2丁目7番20号 大手町太陽ビル1階	令和7年(2025年)4月30日	特定福祉用具販売
社会医療法人令和会	通所リハビリテーション 南郷谷	阿蘇郡高森町大字高森2186番地1	令和7年(2025年)4月24日	通所リハビリテーション
社会医療法人令和会	南郷谷リハビリテーションクリニック	阿蘇郡高森町大字高森2186番地1	令和7年(2025年)4月24日	訪問リハビリテーション
株式会社元氣の光	介護予防センター元氣塾	玉名市伊倉南方967番地1	令和7年(2025年)6月6日	通所介護
有限会社トモロー企画	デイサービスセンター愛愛やちろ	八代市上野町3702番地1	令和7年(2025年)6月13日	通所介護
医療法人社団高整会	高橋整形外科医院	荒尾市原万田815番地2	令和7年(2025年)5月26日	居宅療養管理指導
社会福祉法人広友会	あさひが丘荘通所介護事業所	菊池市旭志伊坂449番地1	令和7年(2025年)6月18日	通所介護
株式会社ハートマップ	ハートマップ訪問看護ステーション	上益城郡益城町古閑72-1	令和7年(2025年)6月25日	訪問看護

**熊本県告示第558号**

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年（2025年）7月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
医療法人啓愛会	訪問看護ステーション白梅	水俣市昭和町2丁目4番16号	令和7年（2025年）4月28日	介護予防訪問看護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八代一番	八代市大手町2丁目7番20号 大手町太陽ビル1階	令和7年（2025年）4月30日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八代一番	八代市大手町2丁目7番20号 大手町太陽ビル1階	令和7年（2025年）4月30日	特定介護予防福祉用具販売
社会医療法人令和会	通所リハビリテーション 南郷谷	阿蘇郡高森町大字高森2186番地1	令和7年（2025年）4月24日	介護予防通所リハビリテーション
社会医療法人令和会	南郷谷リハビリテーションクリニック	阿蘇郡高森町大字高森2186番地1	令和7年（2025年）4月24日	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人社団高整会	高橋整形外科医院	荒尾市原万田815番地2	令和7年（2025年）5月26日	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人社団高整会	高橋整形外科医院	荒尾市原万田815番地2	令和7年（2025年）5月26日	介護予防居宅療養管理指導
株式会社ハートマップ	ハートマップ訪問看護ステーション	上益城郡益城町古閑72-1	令和7年（2025年）6月25日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第559号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6第2項の規定による登録略痰吸引等事業者の登録辞退の届出があったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）7月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録辞退届受理年月	サービスの種類
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア熊本おぜき 熊本市東区新南 部一丁目2番12号	431100406	令和7年（2025年）7月1日	小規模多機能型居宅介護

**熊本県告示第560号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録辞退届受理年月	サービスの種類
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア熊本おぜき 熊本市東区新南部一丁目2番12号	431100406	令和7年(2025年)7月1日	小規模多機能型居宅介護

**熊本県告示第561号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	令和6年(2024年)4月1日

**熊本県告示第562号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

(福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目7番20号 号大手町太陽ビル1階	令和7年(2025年)5月31日

(特定福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目7番20号 号大手町太陽ビル1階	令和7年(2025年)5月31日

(介護予防福祉用具貸出)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目7番20号 号大手町太陽ビル1階	令和7年(2025年)5月31日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所	事業所の名称及び所在地	廃止年月日

の所在地		
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目7番20号 号大手町太陽ビル1階	令和7年(2025年)5月31日
(居宅介護支援)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会医療法人潤心会 理事長 南野隆一 菊陽郡菊陽町原水2921番地	熊本セントラル病院居宅介護支援事業所 大津 菊池郡大津町室925-5-106号	令和7年(2025年)3月31日

**熊本県告示第563号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険河浦町立病院	国民健康保険天草市立河浦病院	

(訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険河浦町立病院	国民健康保険天草市立河浦病院	

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険河浦町立病院	国民健康保険天草市立河浦病院	

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険河浦町立病院	国民健康保険天草市立河浦病院	

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治	国民健康保険天草市立河浦病院	事業所名称		平成18年(2006年)
		国民健康保険	国民健康保険	

天草市東浜町8番1号	天草市河浦町白木河内223番地11	険河浦町立病院	険天草市立河浦病院	年)3月27日
------------	-------------------	---------	-----------	---------

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険 険河浦町立病院	国民健康保険 険天草市立河浦病院	

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険 険河浦町立病院	国民健康保険 険天草市立河浦病院	

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天草市 天草市長 馬場昭治 天草市東浜町8番1号	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内223番地11	事業所名称		平成18年(2006年)3月27日
		国民健康保険 険河浦町立病院	国民健康保険 険天草市立河浦病院	

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人 潤心会 理事長 南野隆一 菊池郡菊陽町原水2921番地	熊本セントラル病院 居宅介護支援事業所 菊陽 菊池郡菊陽町原水2921番地	事業所名称		令和7年(2025年)4月1日
		熊本セントラル病院居宅介護支援事業所菊陽	熊本セントラル病院居宅介護支援事業所	

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団金森会 理事長 金森正周 宇土市築龍町139番地4	デイサービスえがお 宇土市栄町26番地3	事業所所在地		令和7年(2025年)5月1日
		宇土市栄町26番地3	宇土市花園町1054番地1	

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社月のうさぎ 代表取締役 小津和英司 八代市黄金町4-13 グランドキャスルトウジン熊本1-204	月のうさぎヘルパーステーション 八代市黄金町4-13 グランドキャスルトウジン熊本1-204	事業所所在地		令和6年(2024年)10月1日
		八代市古閑中町877-7	八代市黄金町4-13 グランドキャスルトウジン熊本1-204	

熊本県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)7月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字楠ノ平 225番4地先から 同所 206番3地先まで	前	3.3 ～ 19.6	369.6	災害防除
			後	4.8 ～ 25.8		

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)7月11日

熊本県告示第565号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)7月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字湯浦字櫻丸 50番2地先から 同所 50番2地先まで	前	6.1 ～ 6.5	57.0	災害防除
			後	10.9 ～ 16.9		

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)7月11日

熊本県告示第566号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

移動式急速充電器の購入及び設置業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)7月25日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入

- 札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**公 告**

**熊本県公告第431号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により南関町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量、水準測量)	令和7年(2025年)6月26日から 令和7年(2025年)12月26日まで	熊本県玉名郡南関町大字細永、上長田 地内

**熊本県公告第432号**

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木村 敬

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
高森町	令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで	大字永野原の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年(2025年)7月2日
小国町	令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)まで	大字西里の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年(2025年)7月2日
小国町	令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで	大字西里の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年(2025年)7月2日

**熊本県公告第433号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者	賃借権の設定等を受ける者	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所

三藤 保栄	熊本市	有限会社村上 牧場	益城町	上益城郡益城町大字小池字鬼 塚1774
福岡 榮子 (亡) 福岡 保壽	益城町	有限会社村上 牧場	益城町	上益城郡益城町大字小池字鬼 塚1769ほか1筆
守永 宏 (亡) 守永 正人	熊本市	島田 武利	益城町	上益城郡益城町大字島田字中 嶋454-1ほか13筆
中原 博徳	玉名市	村久保 光	益城町	上益城郡益城町大字福原字西 鳥山6345-1ほか6筆
中川 恭一	益城町	有限会社中川 農園	益城町	上益城郡益城町大字上陳字上 ノ前田658ほか4筆
楠田 博幸	益城町	永野 隆信	益城町	上益城郡益城町大字田原字北 大久保695
野口 千鶴代 (亡) 野口 輝男	益城町	有限会社野田 青果	益城町	上益城郡益城町大字田原字西 大久保889ほか1筆
吉本 カヨ子 (亡) 吉本 義則	益城町	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字木山字前 田230ほか2筆
吉本 カヨ子	益城町	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字木山字前 田229
山本 絹代	益城町	米満 博	益城町	上益城郡益城町大字寺中字河 原田66ほか1筆
下田 利久雄	益城町	株式会社果実 堂	益城町	上益城郡益城町大字田原字西 大久保816
坂田 由美	益城町	倉本 敬史	益城町	上益城郡益城町大字宮園字二 ノ迫1070-1
岩井 茂治	秋田県 大潟村	鶴田 和彦	水俣市	水俣市越小場字本井692- 1
橋本 淳	東京都 日野市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市梅戸町二丁目187ほ か1筆
岩本 亨	山江村	宮原 誠一	山江村	球磨郡山江村大字山田丙字円 蔵2078ほか1筆
石川 利昭	山江村	西川 正晴	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字中 辻154ほか1筆
豊永 友子	山江村	西川 正晴	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字城 子田2235-1
東 節子	山江村	有限会社やま え堂	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字永 尾2667ほか1筆
井芹 亮介 (亡) 井芹 純	熊本市	遠山 敏勝	甲佐町	上益城郡甲佐町大字西寒野字 千才丸385
岩永 貴生	甲佐町	渡辺 義高	御船町	上益城郡甲佐町大字白旗字元 白旗第二1937-1
宮島 敏文	甲佐町	株式会社つか さ農園	御船町	上益城郡甲佐町大字田口字中 山原547
宮本 和美	熊本市	田上 郁夫	甲佐町	上益城郡甲佐町大字下横田字 向鶴2079-1ほか1筆
佐藤 啓二	甲佐町	田上 郁夫	甲佐町	上益城郡甲佐町大字下横田字 向鶴2050
佐藤 啓二	甲佐町	福永 浩紀	甲佐町	上益城郡甲佐町大字下横田字

				向鶴2095
小林 稔	甲佐町	株式会社まきの農園	甲佐町	上益城郡甲佐町大字府領字上平下52ほか4筆
松岡 工	甲佐町	坂本 猛	熊本市	上益城郡甲佐町大字田口字大原1026ほか3筆
田崎 誠也	甲佐町	宮川 安明	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字福満1197
成田 剛一	甲佐町	宮川 安明	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字後田1396
松岡 工	甲佐町	宮川 安明	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字上古川2408ほか10筆
成松 國隆	熊本市	福永 浩紀	甲佐町	上益城郡甲佐町大字下横田字向鶴2089
成田 廉司 (亡)成田 鶴雄	熊本市	長野 次郎	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字下原4055-1
西田 昭子	甲佐町	上田 純子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字大町字川久保62-1ほか1筆
村上 一幸	甲佐町	清田 保美	甲佐町	上益城郡甲佐町大字府領字南原2049
村上 一幸	甲佐町	清田 保美	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字池田3592ほか1筆
本田 幸子	御船町	株式会社つかさ農園	御船町	上益城郡甲佐町大字吉田字新田541
歌野 浩敏	山都町	渡邊 裕昭	山都町	上益城郡山都町北中島字鳴滝3002ほか3筆
倉岡 欣也	山都町	山本 憲夫	山都町	上益城郡山都町下名連石字馬場401ほか1筆
尾崎 正幸	山都町	尾崎 優紀	山都町	上益城郡山都町成君字勝負103・104合併ほか20筆
井手 袈江 (亡)井手 省一郎	山都町	九州中央ジェネラルアグリ株式会社	山都町	上益城郡山都町川野字廣畑453ほか2筆
江原 昭子	御船町	富田 早苗	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字天神免74-1
星野 梓	御船町	富田 早苗	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字古田375-1ほか2筆
江原 慎	熊本市	富田 早苗	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字天神免108-1
田中 榮一	御船町	吉住 明宏	御船町	上益城郡御船町大字木倉字片志和8616
大川 修市	御船町	八反田 慶介	御船町	上益城郡御船町大字小坂字宮田683

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社まると農場	水俣市	水俣市深川字前田176-1ほか2筆
農事組合法人万江の里	山江村	球磨郡山江村大字万江甲字宮津留21ほか2筆
農事組合法人さこんたろう	御船町	上益城郡御船町大字田代字南小池6636-2ほか44筆

		〔一時利用地 上益城郡御船町大字田代字南小池5-5ほか10筆〕
浅井 幸成	御船町	上益城郡御船町大字田代字南小池6636-1ほか11筆 〔一時利用地 上益城郡御船町大字田代字南小池5-1ほか3筆〕

2 認可年月日  
令和7年(2025年)7月3日

**熊本県公告第434号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)7月11日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
移動式急速充電器の購入及び設置業務
- (2) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課ゼロカーボン企画班(熊本県庁行政棟新館5階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容  
移動式急速充電器の購入及び設置業務発注仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 契約期間  
契約締結日から令和8年(2026年)3月13日(金)まで
- (6) 設置場所  
熊本県庁  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更

が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和7年（2025年）7月25日（金）午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

エ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

オ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を指示書類を熊本県環境生活部環境立県推進課ゼロカーボン企画班へ提出し、審査を受け、本業務の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち、「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県環境生活部環境立県推進課ゼロカーボン企画班の審査を受ける期間は公告の日から令和7年（2025年）8月4日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)、(3)及び(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、目録を添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる添付書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年（2025年）8月13日（水）午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）8月13日（水）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）8月26日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）8月25日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年（2025年）8月26日（火）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)8月25日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付するときは、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、裏封筒の表に「再入札書」とし、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合は、別の封筒の表に「再入札書」とし、裏封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合は、別の封筒の中に入札書を入れたこと。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日、時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含め定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。た

だし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

- 6 その他  
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 7 問合せ  
(1) 問合せ先  
ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。  
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課ゼロカーボン企画班  
電話番号 096-333-2264  
ファックス番号 096-383-0314  
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010  
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
(2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

- 8 Summary  
(1) Name and Content of Purchasing  
Mobile fast charger powered by biodiesel to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government  
(2) Date and Place for Tender  
Date: August 26, 2025, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Procurement Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building )  
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Environmental Policy Promotion Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2264  
(4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**登載依頼**

**熊本県警察本部公告第62号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和7年度(2025年度)熊本県警察職員情報総合管理システム改修業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県警察本部警務部警務課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

- 令和7年(2025年)5月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ブレイン  
大阪府大阪市中央区道修四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
131,406,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額11,946,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

### 熊本県道路公社公告第2号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県道路公社 理事長 宮島 哲哉

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号 松有道R07一工02号
- (2) 工事名 法面補修その1工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内(松島有料道路)
- (4) 工事概要 法面補修工事  
法面整形工 2,697㎡  
法面吹付工 2,697㎡  
法枠工(枠内) 156㎡  
構造物撤去 1式  
仮設工 1式
- (5) 工期 令和8年(2026年)3月25日まで(余裕期間なし)
- (6) 予定価格 63,380,900円(入札書比較価格57,619,000円)
- (7) 総合評価の型式 【簡易型Ⅱ】
- (8) 総合評価方式  
本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。
- (9) 資材の再資源化等  
本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。
- (10) VE方式対象工事  
本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。
- (11) 週休2日試行工事  
本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。  
受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかったこの協議が行われなかった場合には、週休2日未実施として変更する。  
また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。
- (12) 特例監理技術者の配置  
本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認める。  
特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

#### 2 入札方式等

- (1) 書面による入札  
この入札は、5(2)の場所及び日時で行う書面入札である。
- (2) 工事費内訳書  
入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、入札を無効とする。
- (3) 事後審査型入札  
この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。指定期日までに競争参加資格確認申請書の提出がない者は、入札に参加できないものとし、落札決定しない。

- (4) 低入札価格調査  
この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。
- (5) 事後審査型一般競争入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）  
その他の事項については、共通事項書に示すとおりとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
共通事項書第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事	
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	法面処理工事の総合評定値が700点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を受けている者については加算後の総合評定値。	
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。	
施工実績に関する事項	平成23年度（2011年度）以降、元請けとして国内において完成した公共工事のとび・土工・コンクリート工事で、請負金額50百万円以上の法面処理工事の施工実績（土木一式工事に含まれる法面処理工事は対象としない。）を有すること （共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成23年度（2011年度）以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	とび・土工・コンクリート工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（主任技術者となる資格を有する者）又はとび・土工・コンクリート工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（監理技術者となる資格を有する者）。 ただし、下請代金の合計額が5,000万円以上となる場合は、とび・土工・コンクリート工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者。	
経営事項審査の有効期間	上記建設工事の種類について、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。 ※経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7カ月間。	
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名 株式会社 ARIAKE 本店所在地 熊本市南区幸田2丁目7番1号	

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ア 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。  
評価値 = 技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格
- イ 技術評価における評価項目と評価基準及び得点配分は、別添「評価に関する基準（自己採点表）」のとおりとする。

- (2) 施工体制の審査（ヒアリングの実施）  
 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（令和4年熊本県告示第286号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。  
 また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。
- ① 施工体制に係る審査方法の通知
    - ・期日 開札の日に対象者に通知する。
    - ・方法 ヒアリングを行う場合は、対象者に審査方法等を通知する。
  - ② ヒアリングのための追加資料の提出
    - ・期間 ①の通知の日の翌日から4日間（休日等を含む。ただし、最終日が休日等の場合は、その翌日。）
    - ・方法 追加資料の提出を求めた場合は、5（3）の入札・契約担当課に持参又は郵送すること。
  - ③ 施工体制確認のためのヒアリング
    - ・期日 別途通知
    - ・方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、5（3）の入札・契約担当課に来所し説明を行うこと。説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

5 入札手続き

(1) 提出書類

- ア 競争参加資格確認 申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
- ①別記様式1 競争参加資格確認申請書  
 : 共通事項書第4の(1)参照
  - ② 経営規模等評価結果通知書兼総合評価値通知書の写し  
 : 共通事項書第4の(2)参照
  - ③別記様式2 同種工事の施工実績調書及び添付資料  
 : 共通事項書第4の(3)参照  
 ※3で施工実績を求めている場合は提出不要
  - 別記様式3-1 配置予定技術者の資格及び施工経験調書並びに添付資料  
 : 共通事項書第4の(4)参照
  - ⑤別記様式3-2 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項  
 : 共通事項書第4の(4)参照  
 ※特例監理技術者の配置を認める場合
  - ⑥別記様式4 配置予定技術者の他工事の従事状況等調書及び添付資料  
 : 共通事項書第4の(5)参照  
 ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合に提出
  - ⑦別記様式5 役員及び株主（出資者）調書  
 : 共通事項書第4の(6)参照
- イ 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
- ① 事前登録認定通知書の写し（土木一式工事で県内企業の場合）  
 : 共通事項書第5の1参照
  - ②別記様式6 技術申請書、及び添付資料  
 : 共通事項書第5の1の(1)参照
  - ③ 評価に関する基準（自己採点表）  
 : 共通事項書第5の1の(2)参照
  - ④別記様式7-1 施工計画書（基本型Ⅰの場合）  
 : 共通事項書第5の1の(3)参照
  - ⑤別記様式7-2 施工計画書（基本型Ⅱの場合）  
 : 共通事項書第5の1の(3)参照
  - ⑥別記様式8-1 企業の評価に係る確認資料整理表及び確認資料  
 : 共通事項書第5の1の(4)参照
  - ⑦別記様式8-2 配置予定技術者の評価に関する事項及び確認資料  
 : 共通事項書第5の1の(5)参照
- ウ 入札書の提出時に併せて次に掲げる書類を提出すること。
- ① 工事費内訳書  
 : 共通事項書第12参照
- ※ 競争参加資格申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、それぞれ申請書ごとに添付して提出すること

(2) 入札日程及び書類提出方法

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書 の閲覧及 び配付	入札公告した日から 令和7年（2025年）8月5日（火）まで	(3)の技術担当 課。熊本県道路公社 のホームページに掲

質問書の提出	入札公告した日の翌日から 令和7年(2025年)7月29日(火)まで	載する。 (3)の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から 令和7年(2025年)8月5日(火)まで	(3)の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から 令和7年(2025年)8月5日(火)まで	(3)の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室	持参による。
入札及び開札の日時	令和7年(2025年)8月6日(水) 午前10時00分	
落札者決定通知	令和7年(2025年)8月14日(木)(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和7年(2025年)8月21日(木)(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和7年(2025年)9月4日(木)(予定)	書面による。
競争参加資格がないと認められた理由、落札者とならなかった理由の説明要求の期限	落札者決定通知の翌日から起算して5日以内 (休日等を除く)	(3)の入札・契約担当課へ持参すること。
上記要求に対する回答	上記要求の期限の最終日の翌日から起算して7日以内(休日等を除く)	書面による。

(3) 入札等担当課

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約担当	総務課	T E L 0 9 6 4 - 2 8 - 3 3 1 0 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 4 8 8 4	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原 字東194番地(一般財団法人 熊本県建設技術センター内)
技術担当 監督担当	有料道路課	T E L 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 1 1 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 2 2	同 上

6 その他

(1) 本工事を含む当公社発注の複数の工事の落札候補対象となった場合の取扱いについては次のとおりとする。

ア 本工事を含む次の2つの工事の落札候補対象となった時は、第1位に記載する工事の落札候補者となるものとし、当該工事の落札決定がなされた場合は、第2位に記載する工事の入札は無効とする。

第1位	令和7年度	松有道R07-工02号	法面補修その1工事
第2位	令和7年度	松有道R07-工03号	法面補修その2工事

(別添) 評価に関する基準(自己採点表)

【通常工事】

法面補修その1工事

様式10(令和7年6月1日以降適用) 評価に関する基準(簡易型Ⅱ)(法面処理工事)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点(応礼者)	配点	
企業の評価	同種工事の施工実績	国(※1)、熊本県、熊本県道道路公営又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※3)に元請けとして完成した「法面処理工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点	
	当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成し、「とび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点~2.70点 0.0点	3.0点	
	優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和2年度(2020年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	
	地域貢献度	熊本県知事との災害協定の締結(主たる営業所が天草広域本部管内に存する場合のみ評価する) 天草広域本部管内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績 全ての1次下請が県内企業(※12)、又は全て自社施工	協定締結あり 協定締結なし 活動の実績あり 活動の実績なし 全ての1次下請が県内企業、又は全て自社施工 上記に該当しない	1.0点 0.0点 1.0点 0.0点 1.0点 0.0点	3.0点	
	小計(企業実績等)					10.00点
	補正率		10点/小計点			10/9
	補正後の得点(企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)			10.00点
	働き方改革への取り組み	本工事で週休2日を実施する	現場閉所型の4週8休(※13)を実施する 上記に該当しない	1.0点 0.0点		1.0点
	当該工事と同一許可業種の工事受注状況	熊本県(※5)が発注した工事で、令和7年(2025年)6月1日から当該工事入札公告日までに元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の「とび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事」の工事件数 ただし、令和2年度災害関連等工事(※15)で元請けとして受注契約した工事は除く。	受注件数0件 受注件数1件 受注件数2件以上	0.0点 1.0点 0.0点		1.0点
	小計(企業)					12.00点
配置予定技術者の評価	配置予定技術者の資格	「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(建設部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価 「1級土木施工管理技術者」の資格の有無	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得 資格あり 資格なし	1.0点 0.5点 0.0点 1.0点 0.0点	1.0点 1.0点	
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和2年度(2020年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※3)に元請けとして完成した「法面処理工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、令和2年度(2020年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し完成した「とび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事」の工事成績評定点(※16)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点~2.70点 0.0点	3.0点	
	継続教育の取得状況	過去2年間(※17)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10~19ユニット(単位) 0~9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	
	若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置(ただし、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※18)に限る)	現場代理人として配置する 全工種に従事する担当技術者として配置する 配置しない	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	
	小計(技術者)					10.00点
	補正率		10点/小計点			10/10
	補正後の得点(技術者)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)			10.00点
	合計					22.00点

※1 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。  
 ※2 熊本県内市町村：特別地方公共団体含む。  
 ※3 平成27年度(2015年度)以降：平成27年(2015年)4月1日から入札公告日までの間。  
 ※4 法面処理工事：積算額5,000万円以上のとび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事。  
 ※5 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。  
 ※6 過去5年間：令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。  
 ※7 「とび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種のうち、積算額500万円を超える法面処理工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。  
 ※8 令和2年度(2020年度)以降：令和2年(2020年)4月1日から入札公告日までの間。  
 ※9 同種：「とび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事、異種は同種以外の工事。  
 ※10 過去2年間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。  
 ※11 県産資材：一般競争入札公告共通事項欄に示すとおり。  
 ※12 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。  
 ※13 現場閉所型の4週8休：現場閉所率28.5%以上。  
 ※14 H9F活用工事(法面工)：熊本県土木部H9F活用工事(法面工)執行要領による。  
 ※15 令和2年度災害関連等工事(工事仕様書表紙に「令和2年度災害関連等工事」と示された工事)：  
 ① 令和2年発生災害復旧工事  
 ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事  
 ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事  
 ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事  
 ※16 「とび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事」の工事成績評定点：同一許可業種で施工した工事のうち、積算額2,500万円以上の法面処理工事。  
 ※17 過去2年間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。  
 ※18 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。

工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
85点以上	3.00点	3.00点
82点	2.70点	2.70点
81点	2.40点	2.40点
80点	2.10点	2.10点
79点	1.80点	1.80点
78点	1.50点	1.50点
77点	1.20点	1.20点
76点	0.90点	0.90点
75点	0.60点	0.60点
74点	0.30点	0.30点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点表は【算点×(工事成績評定点-75点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位を止めとする。

施工体制評価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 その他	15.0点 5.0点 0.0点		15.0点
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 その他	15.0点 5.0点 0.0点		15.0点
	小計(施工体制)				30.00点
施工体制評価点合計					30.00点

熊本県道路公社公告第3号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和7年(2025年)7月11日

熊本県道路公社 理事長 宮島 哲哉

1 工事概要

- (1) 工事番号 松有道R07一工03号
- (2) 工事名 法面補修その2工事
- (3) 工事場所 上天草市松島町地内(松島有料道路)
- (4) 工事概要 法面補修工事  
 法面整形工 2, 412㎡  
 法面吹付工 2, 412㎡  
 法枠工(枠内) 233㎡  
 構造物撤去 1式  
 仮設工 1式
- (5) 工期 令和8年(2026年)3月25日まで(余裕期間なし)
- (6) 予定価格 59,829,000円(入札書比較価格54,390,000円)
- (7) 総合評価の型式 【簡易型Ⅱ】
- (8) 総合評価方式

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を選定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。

- (9) 資材の再資源化等 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。
- (10) VE方式対象工事 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

(11) 週休2日試行工事

本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかったこの協議が行われなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

(12) 特例監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認める。特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

2 入札方式等

- (1) 書面による入札 この入札は、5(2)の場所及び日時で行う書面入札である。
- (2) 工事費内訳書 入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、入札を無効とする。
- (3) 事後審査型入札 この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。指定期日までに競争参加資格確認申請書の提出がない者は、入札に参加できないものとし、落札決定しない。
- (4) 低入札価格調査 この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。
- (5) 事後審査型一般競争入札公告共通事項書(以下「共通事項書」という。) その他の事項については、共通事項書に示すとおりとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

共通事項書第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事
格付等級又は経営事項審査の総	法面処理工事の総合評定値が700点以上。 ただし、平成17年熊本県告示第380号による特例措置を

	受けている者については加算後の総合評定値。	
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。	
施工実績に関する事項	平成23年度(2011年度)以降、元請けとして国内において完成した公共工事のとび・土工・コンクリート工事で、請負金額47百万円以上の法面処理工事の施工実績(土木一式工事に含まれる法面処理工事は対象としない。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成23年度(2011年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	とび・土工・コンクリート工事に、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又はとび・土工・コンクリート工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が5,000万円以上となる場合は、とび・土工・コンクリート工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者。
経営事項審査の有効期間	上記建設工事の種類について、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。 ※経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7カ月間。	
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名 株式会社 ARIAKE 本店所在地 熊本市南区幸田2丁目7番1号	

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制評価点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点)}}{\text{入札価格}}$$

イ 技術評価における評価項目と評価基準及び得点配分は、別添「評価に関する基準(自己採点表)」のとおりとする。

(2) 施工体制の審査(ヒアリングの実施)

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(令和4年熊本県告示第286号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

① 施工体制に係る審査方法の通知

- ・ 期日 開札の日に対象者に通知する。
- ・ 方法 ヒアリングを行う場合は、対象者に審査方法等を通知する。

- ② ヒアリングのための追加資料の提出
  - ・期間 ①の通知の日の翌日から4日間（休日等を含む。ただし、最終日が休日等の場合は、その翌日。）
  - ・方法 追加資料の提出を求めた場合は、5（3）の入札・契約担当課に持参又は郵送すること。
- ③ 施工体制確認のためのヒアリング
  - ・期日 別途通知
  - ・方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、5（3）の入札・契約担当課に来所し説明を行うこと。説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

5 入札手続き

(1) 提出書類

- ア 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
  - ①別記様式1 競争参加資格確認申請書
    - ：共通事項書第4の（1）参照
  - ② 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し
    - ：共通事項書第4の（2）参照
  - ③別記様式2 同種工事の施工実績調書及び添付資料
    - ：共通事項書第4の（3）参照
    - ※3で施工実績を求めている場合は提出不要
  - ④別記様式3-1 配置予定技術者の資格及び施工経験調書並びに添付資料
    - ：共通事項書第4の（4）参照
  - ⑤別記様式3-2 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項
    - ：共通事項書第4の（4）参照
    - ※特例監理技術者の配置を認める場合
  - ⑥別記様式4 配置予定技術者の他工事の従事状況等調書及び添付資料
    - ：共通事項書第4の（5）参照
    - ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合に提出
  - ⑦別記様式5 役員及び株主（出資者）調書
    - ：共通事項書第4の（6）参照
- イ 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
  - ① 事前登録認定通知書の写し（土木一式工事で県内企業の場合）
    - ：共通事項書第5の1参照
  - ②別記様式6 技術申請書、及び添付資料
    - ：共通事項書第5の1の（1）参照
  - ③ 評価に関する基準（自己採点表）
    - ：共通事項書第5の1の（2）参照
  - ④別記様式7-1 施工計画書（基本型Ⅰの場合）
    - ：共通事項書第5の1の（3）参照
  - ⑤別記様式7-2 施工計画書（基本型Ⅱの場合）
    - ：共通事項書第5の1の（3）参照
  - ⑥別記様式8-1 企業の評価に係る確認資料整理表及び確認資料
    - ：共通事項書第5の1の（4）参照
  - ⑦別記様式8-2 配置予定技術者の評価に関する事項及び確認資料
    - ：共通事項書第5の1の（5）参照
- ウ 入札書の提出時に併せて次に掲げる書類を提出すること。
  - ① 工事費内訳書
    - ：共通事項書第12参照

※ 競争参加資格申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、それぞれ申請書ごとに添付して提出すること

(2) 入札日程及び書類提出方法

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	入札公告した日から 令和7年（2025年）8月5日（火）まで	（3）の技術担当課。熊本県道路公社のホームページに掲載する。
質問書の提出	入札公告した日の翌日から 令和7年（2025年）7月29日（火）まで	（3）の入札・契約担当課。持参又は郵送（書留郵便）によること（必着）。
競争参加資格確認申請書等	入札公告した日の翌日から 令和7年（2025年）8月5日（火）まで	（3）の入札・契約担当課。持参又は郵送（書留郵便）によ

の提出		ること（必着）。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から 令和7年（2025年）8月5日（火）まで	（3）の入札・契約担当課。持参又は郵送（書留郵便）によること（必着）。
入札及び開札の場所	熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室	持参による。
入札及び開札の日時	令和7年（2025年）8月6日（水） 午前10時30分	
落札者決定通知	令和7年（2025年）8月14日（木）（予定） 【施工体制確認が必要となった場合】 令和7年（2025年）8月21日（木）（予定） 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和7年（2025年）9月4日（木）（予定）	書面による。
競争参加資格がないと認められた理由、落札者とならなかった理由の説明要求の期限	落札者決定通知の翌日から起算して5日以内 （休日等を除く）	（3）の入札・契約担当課へ持参すること。
上記要求に対する回答	上記要求の期限の最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）	書面による。

(3) 入札等担当課

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札・契約担当	総務課	T E L 0 9 6 4 - 2 8 - 3 3 1 0 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 4 8 8 4	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原 字東194番地（一般 財団法人 熊本県建設 技術センター内）
技術担当 監督担当	有料道路課	T E L 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 1 1 F A X 0 9 6 4 - 2 7 - 6 0 2 2	同 上

6 その他

(1) 本工事を含む当公社発注の複数の工事の落札候補対象となった場合の取扱いについては次のとおりとする。

ア 本工事を含む次の2つの工事の落札候補対象となった時は、第1位に記載する工事の落札候補者となるものとし、当該工事の落札決定がなされた場合は、第2位に記載する工事の入札は無効とする。

第1位 令和7年度 松有道R07-工02号 法面補修その1工事  
第2位 令和7年度 松有道R07-工03号 法面補修その2工事

(別添) 評価に関する基準(自己採点表)

【通常工事】

法面補修その2工事

様式10(令和7年6月1日以降適用) 評価に関する基準 (簡易型Ⅱ)(法面処理工事)

評価項目	評 価 内 容	評 価 基 準	配点	自己採点 (応札者)	配点
企業 の評価	同種工事の施工実績	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※3)に元請けとして完成した「法面処理工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	／2.0点
	当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成し、「とび・土工・コンクリート工事」で施工した法面処理工事の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 2.70点 0.30点～2.70点 0.0点	／3.0点
	優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和2年度(2020年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点
	地域貢献度	熊本県知事との災害協定の締結(主たる営業所が天草広域本部管内に存する場合にのみ評価する)	協定締結あり 協定締結なし	1.0点 0.0点	／1.0点
		天草広域本部管内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績	活動の実績あり 活動の実績なし	1.0点 0.0点	／3.0点
		全ての1次下請が県内企業(※12)、又は全て自社施工	全ての1次下請が県内企業、又は全て自社施工 上記に該当しない	1.0点 0.0点	／1.0点
	小計(企業実績等)				／9.00点
	補正率		10点/小計点		10/9
	補正後の得点(企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		／10.00点
	働き方改革への取り組み	本工事で週休2日を実施する	現場閉所型の4週8休(※13)を実施する 上記に該当しない	1.0点 0.0点	／1.0点
当該工事と同一許可業種の工事受注状況	熊本県(※5)が発注した工事で、令和7年(2025年)6月1日から当該工事入札公告日までに元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の「とび・土工・コンクリート工事」で施工した法面処理工事の工事件数 ただし、令和2年度災害関連等工事(※15)で元請けとして受注契約した工事は除く。	受注件数0件 受注件数1件 受注件数2件以上	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点	
小計(企業)				／12.00点	
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	配置予定技術者の資格	「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(建設部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価 「のり面施工管理技術者」の資格の有無	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得 資格あり 資格なし	1.0点 0.5点 0.0点 1.0点 0.0点	／1.0点 ／1.0点
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和2年度(2020年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※3)に元請けとして完成した「法面処理工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	／2.0点
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、令和2年度(2020年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し完成した、「とび・土工・コンクリート工事」で施工した法面処理工事の工事成績評定点(※16)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 2.70点 0.30点～2.70点 0.0点	／3.0点
	継続教育の取得状況	過去2年間(※17)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10～19ユニット(単位) 0～9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点
	若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置(ただし、40歳未満の若手で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※18)に限る)	現場代理人として配置する 全工種に従事する担当技術者として配置する 配置しない	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点
	小計(技術者)				／10.00点
	補正率		10点/小計点		10/10
	補正後の得点(技術者)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		／10.00点
	合 計				／22.00点
<p>※1 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。          ※2 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。          ※3 平成27年度(2015年度)以降：平成27年(2015年)4月1日から入札公告日までの間。          ※4 法面処理工事：請負額4,700万円以上とのび・土工・コンクリート工事で施工した法面処理工事。          ※5 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び農警本部。          ※6 過去5年間：令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。          ※7 「とび・土工・コンクリート工事」で施工した法面処理工事の工事成績評定点の平均点。同一許可業種のうち、請負額500万円を超える法面処理工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。          ※8 令和2年度(2020年度)以降：令和2年(2020年)4月1日から入札公告日までの間。          ※9 同種：「とび・土工・コンクリート工事」で施工した法面処理工事。異種は同種以外の工事。          ※10 過去2年間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。          ※11 県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。          ※12 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。          ※13 現場閉所型の4週8休：現場閉所率28.5%以上。          ※14 ICT活用工事(法面工)：熊本県土木部ICT活用工事(法面工)試行要領による。          ※15 令和2年度災害関連等工事(工事仕様書表紙に「令和2年度災害関連等工事」と示された工事)：          ① 令和2年発生災害復旧工事          ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事          ③ ②の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事          ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を除去する建設工事          ※16 「とび・土工・コンクリート工事」で施工した法面処理工事の工事成績評定点：同一許可業種で施工した工事のうち、請負額2,500万円以上の法面処理工事。          ※17 過去2年間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間。          ※18 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。</p>					
施 工 体 制 評 価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分に確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を 確実に実現できると認められる場合 その他	15.0点 5.0点 0.0点	／15.0点	
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分に確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 その他	15.0点 5.0点 0.0点	／15.0点	
	小計(施工体制)			／30.00点	
	施工体制評価点合計			／30.00点	

★工事成績評定点に係る配点表

工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
83点以上	3.00点	3.00点
82点	2.70点	2.70点
81点	2.40点	2.40点
80点	2.10点	2.10点
79点	1.80点	1.80点
78点	1.50点	1.50点
77点	1.20点	1.20点
76点	0.90点	0.90点
75点	0.60点	0.60点
74点	0.30点	0.30点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は(企業点×(工事成績評定点-73点)÷10)により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。